具体的な取組み	目標	直近の実施状況(平成 26 年度又は平成 27 年度)	目標達成に向けた課題
(1)早期療育を受ける ①乳幼児健康診査の受診率向上と健診後の支援の充実			
○乳幼児健康診査等の実施(地域保健課) 市町村において、乳幼児期の疾患や障がいの早期発見と早期治療・早期療育に結びつける適切な健康診査や保健指導を実施するとともに、虐待予防を含む育児支援にも重点を置いた健康診査の実施を促進します。 ・市町村における乳幼児健康診査等		(平成 27 年度) 〇乳幼児の発達、未熟児、発達障がい児について学び、乳幼児健診時のスキルアップを図るため、母子保健研修を実施した。 ・研修参加者 76 名	○引き続き、取り組みを推進していく。
・先天性代謝異常等検査 また、市町村において実施する乳幼児健康診査等について、受診者の満足度向上や育児支援にも重点を置いた健診が図られるよう、引き続き、保健師の研修などを実施し資質の向上に努めます。		〇「すこやか親子 21」による標準的問診項目の研修を行い、平成 28 年度より 乳幼児健診に問診項目を追加し、適切な時期に保健指導ができるよう周知す ることを目的とした市町村説明会を実施した。 ・説明会参加者 76 名	
		〇フェニルケトン尿症等の先天性代謝異常症、先天性副腎過形成症、先天性 甲状腺機能低下症を早期発見し、早期に治療が行えるよう、新生児について 血液によるマス・スクリーニング検査を実施した。 ・検査延べ件数 153,878 件	
〇要支援児童の早期発見と支援の充実(家庭支援課) 市町村の障がい児相談で対応困難な事例や被虐待・養護性の問題を抱えた事例な ど、より専門的な相談に対応するとともに、市町村における障がい児関係機関ネットワー ク会議等への出席を通じて、市町村との連携を強化し、要支援児童の早期発見に努めま す。		(平成27年度) 〇都道府県の役割が市町村の後方支援や専門的診断・指導に特化されていることから、市町村における乳幼児健診や障がい相談事例の中で、子ども家庭センターの指導・助言が必要な場合の対応や市町村への助言指導を行った。また、府内全市町村に設置されている要保護児童対策地域協議会においても、支援を必要とする児童について市町村と連携した。	○引き続き、取り組みを推進していく。
〇保健所における専門的母子保健事業の実施(地域保健課) 保健所において、医療的ケアを必要とする重症心身障がい児(在宅高度医療児)を中心に身体障がい児・慢性疾患児とその家族に対して、保健師による訪問指導や療育相談等の個別支援と学習会や交流会等の集団支援を実施します。 また、NICU等への長期入院児の円滑な退院を促進し、在宅高度医療児に関わる地域医療機関と訪問看護事業所の参入を推進するとともに、関係機関(医療・保健・福祉・教育)のネットワークを構築し、地域での在宅療養支援体制の整備を図ります。	<参考> H26 年度末在宅高度医療児 (20 歳未満)の利用率 地域医療機関利用 52.5% 訪問看護利用 54.2%	(平成 27 年度) 〇保健所において、身体障がい児や慢性疾患児とその家族に対する専門相談、 患者・家族交流会や、保健師による訪問指導を行った。 ・身体障がい児:専門相談、患者・家族交流会参加延べ人数 1,284 人/訪問 延べ人数 3,348 人 ・慢性疾患児:専門相談、患者・家族交流会参加延べ人数 2,185 人/訪問延 べ人数 2,325 人	
		〇在宅高度医療児への理解の促進(地域医療機関、関係機関対象の研修・連絡会の開催)	
		〇小児在宅生活支援地域連携シート府基本版の活用	
		〇在宅高度医療児の地域医療機関利用率 66.2% 訪問看護利用率 64.1%	
(1)早期療育を受ける ②療育支援の充実			
○障がい児関係機関ネットワークの充実強化(家庭支援課、発達G) 保健、福祉、教育等障がい児に関わる関係機関が連携し、さまざまな課題に対応する ため各市町村において構築される障がい児関係機関ネットワークに対して、大阪府から 情報提供や相談対応を行い充実強化を図ります。	目標値(平成29年度) 障がい児関連施策地域連絡協議 会設置市町村数 41(指定都市を除くすべての市町 村)	(平成27年度) 〇障がい児関連施策地域連絡協議会について、41 市町村のうち、37 市町村 について設置済み。	〇概ね計画通りであり、引き続き、取り組みを推進していく。
○障がい児とその保護者に対する相談支援の充実(家庭支援課、発達G) 大阪府子ども家庭センターにおける障がい児相談支援機能を充実するとともに、関係機 関に対して障がい福祉サービス等に関する情報提供を積極的に行い、連携強化を図りま す。 障がい児相談支援事業所が確保されるよう、市町村に対して働きかけます。	目標値(平成29年度) 障がい児相談支援実施市町村数 43(すべての市町村)	(平成 27 年度) 〇子ども家庭センターにおける相談対応 家庭等からの相談に応じ、必要な指導と児童福祉施設への措置等を行った。 ・子ども家庭センターの障がい関係講演講師派遣回数 6 回 ・子ども家庭センターの障がい児及び乳幼児関係会議(参加回数) 108 回	○概ね計画通りであり、引き続き、取り組みを推進していく。
		〇平成 27 年度末時点の障がい児相談支援実施市町村数:41	
○障がい児入所施設における療育指導等の充実(発達G) 障がい児の自立支援及び福祉サービスの向上を促進するため、障がい児の状況に応じた療育の充実を図ります。 また、障がい児入所施設に対し、サービス向上を図るため、配置基準を上回って看護		(平成 27 年度) ○障がい福祉施設機能強化推進事業の実施 障がい児施設が新たな課題に対応するため、原則、国が定める職員配置基 準以外の職種の職員の配置に要する経費や施設入所児(者)の処遇の向上を	○引き続き、取り組みを推進していく。

師等の配置を行った場合に経費を支援します。		図るために必要な経費について、府単独で補助した。 ・平成27年度補助額219,979千円	
		(サービス向上支援事業1施設、特別介護加算事業8法人9施設)	
○ 障がい児通所支援事業の充実(発達G) 障がい児が身近な地域で療育を受けることができるよう、児童発達支援、放課後等デイサービスを行う事業所の確保に努めます。 また、市町村と連携し、保育所等訪問支援を行う事業所の拡大に努めます。 さらに、障がい児相談支援、保育所等訪問支援を合わせて行う、地域の中核的な療育 支援施設である児童発達支援センターを設置する市町村を支援します。	目標値(平成29年度) ・保育所等訪問支援事業所数50 (指定都市を除く) ・児童発達支援センター設置市町村数33(すべての市)	(平成 27 年度) 〇児童発達支援事業所数(医療型を含む) ・実施の事業所数 277 事業所(指定都市を除く) ・実施市町村数 37 市町村(指定都市を除く) 〇放課後等デイサービス事業所数 ・実施の事業所数 426 事業所(指定都市を除く) ・実施市町村数 38 市町村(指定都市を除く) ・実施市町村数 38 市町村(指定都市を除く) 〇保育所等訪問支援実施事業数 ・実施の事業所数 50 事業所(指定都市を除く) ・実施市町村数 24 市町村(指定都市を除く)	○概ね計画通りであり、引き続き、取り組みを推進していく。
○障がい児等療育支援事業の実施( <mark>発達G)</mark> 在宅の障がい児者の地域における生活を支えるため、障がい児者の支援を行う通所支援事業所、保育所、幼稚園、学校等の職員を対象として、療育指導・相談に係る助言・指導・研修等を実施します。		<ul><li>(平成 27 年度)</li><li>○平成 27 年度委託実施機関 14 箇所</li><li>・機関支援事業 実績件数 788 件</li></ul>	○引き続き、取り組みを推進していく。
○視覚障がい幼児の地域における療育指導等の充実(家庭支援課) 視覚障がい幼児を養育している家庭等に対して、次の事業を行い視覚障がい幼児の発達支援と福祉の向上に努めます。 ・電話相談による育児指導 ・専門施設への通所によって幼児の生活技術と社会性を向上させる等、自立に向けた支援 ・保護者等に対する養育技術の向上のための研修		(平成 27 年度) ○視覚障がい児を療育している家族等に対して、通所や電話相談により、療育に必要な指導、助言を実施した。大阪府視覚障がい者福祉協会に委託して実施した。 ・電話相談 15 件 ・通所指導 対象者 13 人 実施回数 107 回 ・研修事業 12 回	○引き続き、取り組みを推進していく。
(1)早期療育を受ける ③発達障がいのある幼児児童に対する支援			
○発達障がいの早期発見の取組み(発達G) 乳幼児健診におけるスクリーニングの精度を上げるため『発達障がいの早期発見のための問診項目』を策定し、市町村乳幼児健診問診票への導入を進めます。また、乳幼児健診に従事する保健師等への研修を通じて、発達障がいの早期発見のための人材育成を行います。 ゲイズファインダーの市町村でのモデル実施を通じて、乳幼児健診での活用について検討します。 市町村と連携しながら、幼稚園教諭・保育士を対象とし、発達障がいのある子どもへの適切な支援及び小学校等の関係機関へのつなぎ力の強化を図るための研修を充実します。	目標値(平成28年度) 乳幼児健診問診票に「発達障がいの早期発見のための問診項目」を 導入した市町村数 43(すべての市町村) 目標値(平成27年度) 保健師研修受講者数600名 目標値(平成27年度) 研修により各園の中核となるスタッフ数 ・幼稚園教諭120名 ・保育士80名	(平成 27 年度) ○市町村乳幼児健診問診票の改訂 H25 年度に発達障がいの早期発見のための問診項目を市町村へ提示するとともに、早期改訂を働き掛けた ・1歳6ヶ月児健診:7市町村、3歳児健診:5市町村  ○ゲイズファインダーを活用した乳幼児健診の検討 市町村乳幼児健診へのゲイズファインダーの導入方法等について検討を行うため、府立精神医療センター及び母子保健総合医療センターにおいて、初診時に保護者の同意があった児を対象に、また市町村モデル事業として市町村乳幼児健診現場においてゲイズファインダーを活用した。・精神医療センター、母子保健総合医療センター・泉大津市、千早赤阪村、守口市、貝塚市、河南町  ○市町村保健師研修 発達障がいの早期発見をより充実するため、市町村保健センター等で乳幼児健診に主に従事する保健師や心理士等を対象として研修を実施・1回/年開催 延べ 103 名  ○気づき支援人材育成事業 発達障がいの早期気づきの意義や支援機関、就学後のつなぎを強化するための研修を実施・幼稚園教諭等研修:39 名、保育士等研修 34 名	○概ね計画通りであり、引き続き、取り組みを推進していく。
○発達障がいにかかる診断医療機関の確保(発達G) 適切な発達障がいの診断を行うことができる医療機関を確保するため、医師に対して 臨床における実習を含めた体系的な研修を実施するとともに、医療機関情報の整備を進 めます。	目標値(平成27年度) 研修受講者数50名	(平成 27 年度) 〇発達障がい医師養成研修 発達障がいの確定診断ができる医師確保のため、小児科医等への研修を 実施 年4回開催 延べ 249 名	○概ね計画通りであり、引き続き、取り組みを推進していく。

	T		
		<ul> <li>○発達障がい精神科医養成研修 発達障がいが疑われる成人の者の診断ニーズに対応できる精神科医等を 養成するための研修を実施 年2回開催 延べ113名</li> <li>○発達障がい専門医師養成研修 発達障がいを診断し、家族等に対し継続してアドバイスができる医師を養成 するため、講義や事例検討、臨床での実習を含めた研修を実施。</li> </ul>	
		4 日間開催 18 名	
○発達障がい児に対する医療的なケアや相談援助の実施(発達G、地域保健課) 情緒や行動上の問題・不登校・チックなどの神経症児、喘息や下痢・嘔吐などの心身症 や、親子関係上の問題など、さまざまな精神科的治療を必要とする子どもたちや家族を 対象に、入院、外来治療と精神発達全般にわたる相談援助を実施している大阪府立精 神医療センターたんぽぽにおいて、引き続き、発達障がい児に対する医療的なケアや相 談援助を実施します。		(平成 27 年度) ○発達障がい医師養成研修 発達障がいの確定診断ができる医師確保のため、小児科医等への研修を 実施 年4回開催 延べ 249 名	〇引き続き、取り組みを推進していく。
		<ul><li>○発達障がい精神科医養成研修</li><li>発達障がいが疑われる成人の者の診断ニーズに対応できる精神科医等を 養成するための研修を実施 年2回開催 延べ113名</li></ul>	
		<ul><li>○発達障がい専門医師養成研修</li><li>発達障がいを診断し、家族等に対し継続してアドバイスができる医師を養成するため、講義や事例検討、臨床での実習を含めた研修を実施。</li><li>4日間開催 18名</li></ul>	
		〇府立精神医療センターにおいて、発達障がいに関する診断など延べ 11,537 人に対し、外来診療を行った。	
○発達障がい児療育の充実(発達G) 地域の児童発達支援センターや児童発達支援事業所等において質の高い専門療育や家族支援が行われるよう、各二次医療圏にある専門療育を実施する発達障がい児療育拠点による機関支援や研修などを行います。また、市町村が設置する児童発達支援センター等において、発達障がい児が専門療育を受けることができるよう市町村を支援します。さらに、家族支援の充実として、発達障がい児の保護者が子どもへの効果的な対応方法を学ぶペアレント・トレーニングの実施や発達障がい児の保護者が相談相手となり、他の発達障がい児の保護者からの相談を受けるペアレント・メンター等の養成に取り組みます。発達障がい児者がライフステージの変化に影響されることなく継続した支援が受けられるよう、市町村や支援者向けに「発達障がいのある方のための支援の引継ぎの手引き」を作成します。	目標値(平成29年度) 発達障がい児に対する専門療育 の実施市町村数 43(すべての市町村) 目標値(平成27年度) ・ペアレント・トレーニングインストラ クター養成80名 ・ペアレント・メンター等の養成60 名	<ul> <li>(平成27年度)</li> <li>○府内で専門療育を行う6拠点のスタッフが各圏域内の児童発達支援センター等の従事者に対する研修の実施や事業所への訪問を行い、指導、助言等を通じて機関支援を実施した。</li> <li>・従事者研修 延べ650名</li> <li>・機関支援 38機関</li> <li>○ペアレント・トレーニングインストラクター養成研修市町村でペアレント・トレーニングを実施するインストラクターの養成研修を実施した。</li> <li>・年2クール開催40名</li> <li>○ペアレント・メンターの養成45名</li> </ul>	○概ね計画通りであり、引き続き、取り組みを推進していく。
<ul> <li>○大阪府発達障がい者支援センターの機能強化(発達G)</li> <li>大阪府発達障がい者支援センター(アクトおおさか)では、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)などの発達障がいのある人及びその家族、関係機関、関係施設に対して下記事業を行います。</li> <li>▼相談支援事業</li> <li>▼コンサルテーション事業発達障がい者が利用する施設、事業所、就労支援機関等の支援現場を訪問し、発達障がい者への対応や支援上の課題について、具体的なアドバイスを行います。</li> <li>▼普及啓発・研修事業医療、福祉、教育、保健、保育、労働等の関係施設、関係機関の職員に対して自閉症等の発達障がいの理解と支援のための研修を行います。</li> </ul>		(平成 27 年度) ○発達障がい者支援センター運営事業 平成 14 年 6 月「自閉症・発達障がい支援センター」(平成 17 年 12 月に発達障がい者支援センターに改称)を設置し、府内における発達障がいを有する障がい児(者)とその家族を対象に、相談・情報提供・療育・就労支援を行うとともに、関連施設・関係機関・関係団体等との連携のもと、発達障がいに係る情報提供や連絡調整、指導者養成研修などの支援事業を行った。 ・相談支援延べ件数 3,685 件 (内訳)発達支援関連相談延べ件数 2,224 件 就労関連相談延べ件数 1,461 件 ・個別支援のための調整会議等の開催 76 回 ・連絡協議会等の開催 24 回	○引き続き、取り組みを推進していく。

(2)教育を受ける ①幼児教育の充実			
〇障がい児受入れに対する幼稚園への支援( <mark>私学課)</mark> 私立幼稚園における障がい児の積極的な受入れを促進し、就園する障がい児の教育 の充実を図るため、障がい児が在園する私立幼稚園に対し助成します。		(平成 27 年度) 〇私立幼稚園等における障がい児受入れ支援 私立幼稚園等における特別支援教育の充実を図るため、障がいのある幼児を 就園させている幼稚園等に対し、補助金を交付した。 ・平成 27 年度補助対象 189 園 1,003 人 (772,240 千円)	○引き続き、取り組みを推進していく。
○障がいのある幼児の指導(支援教育課、小中学校課、私学課) 家庭や関係機関と連携し、乳幼児期から学校卒業後までを見据えた、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成し、障がいのある幼児一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな支援の充実を促進します。 すべての障がいのある幼児が、義務教育段階へスムーズに移行できるよう、幼稚園・保育所と小学校との連携について、より一層の充実を図ります。		(平成27年度) ○障がいの種別や個々の状況に応じて、適切な配慮を行うよう幼稚園教育担当指導主事会を通じて、市町村教育委員会に働きかけた。 ○私学大学課・幼稚園振興グループ主催の「平成27年度個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成に関する研修」(6/25、9/9)で、計100園を対象に、「個別の指導計画」等の作成の考え方や要点について、事例を通した基礎的な研修を行った。	○引き続き、取り組みを推進していく。
○幼稚園教諭・保育士等を対象とした研修(子育で支援課、私学・大学課、小中学校課、高等学校課) 幼稚園、保育所、認定こども園等において、障がい児や保護者への理解のもと、特性を踏まえた適切な配慮と支援がなされるよう、幼稚園教諭・保育士等を対象とした研修の実施に取り組みます。		(平成 27 年度)     ○障がい児保育を担当している保育士等を対象として、障がい児の保育に必要な知識及び技術に関する研修を実施した。(毎年度1回開催)     ・参加人数 95 人(平成 27 年 11 月実施)     ○幼稚園新規採用教員研修等において、「障がい理解教育」、「人権教育」についての研修を実施した。     ○幼稚園 10 年経験者研修において、「支援教育と個別の支援計画」についての研修を実施した。     ○幼稚園教育理解推進事業大阪府協議会(11 月 9 日実施 参加人数 182 人)     ○就学前人権教育協議会(6 月 19 日、10 月 19 日、1 月 18 日実施 参加人数 785 人)	○引き続き、取り組みを推進していく。
○就学相談・指導の充実(支援教育課) 就学に関する適切で多様な情報を提供し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた就学を 進めます。本人や保護者の意向を最大限尊重した就学相談・指導が行えるよう、市町村 教育委員会に対して適切な指導・助言を行うとともに、就学後の継続した相談機能の充 実を図るよう働きかけます。		(平成 27 年度) 〇一人ひとりの教育的ニーズに応じた就学を進めるため、研究協議会や学校見学会を行うとともに、本人や保護者の意向を充分に尊重した就学相談・指導が行えるよう、市町村教育委員会に対して指導・助言を行った。 ・障がい児就学事務研究協議会参加人数 131 人	○引き続き、取り組みを推進していく。
〇医療機関との連携による医療的ケアへの支援(支援教育課) 児童生徒の障がいの重度重複化・多様化に対応するため、市町村立小・中学校において、医療的ケアの必要な児童生徒が安全に、かつ安心して学校生活が送れるよう、看護師配置の促進に努めるとともに、医療機関と連携を図ります。		(平成 27 年度) 〇地域の小・中学校に医療的ケアを必要とする児童生徒が増加しているため、全市町村を対象に市町村医療的ケア体制整備推進事業連絡会議を実施し、事例報告や研究協議を行った。 ・事業実施 27 市町 101校	○引き続き、取り組みを推進していく。
また、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒の相互理解を深めるため、交流び、	標値 小・中学校において、「ともに学 、ともに育つ」教育の推進のた に、障がい理解教育を実施	(平成27年度)  〇府内(政令市を除く)小中学校における障がい理解教育の実施率は、共に100%であった。(「平成26年度障がい理解教育実施状況調査」)。  〇冊子「精神障がいについての理解を深めるために」、「福祉教育指導資料~ぬくもり~」及び「『ともに学び、ともに育つ』支援教育のさらなる充実のために」について、授業や校内研修等での一層の活用を促した。  〇幼稚園における、障がいのある幼児を含むすべての幼児を大切にした集団づくりや適切な配慮について、幼稚園教育担当指導主事会等を通じて、市町村教育委員会に働きかけた。  〇発達障がい等のある幼児・児童・生徒を含むすべての子どもにとって「わかる・できる」授業づくり・集団づくりに関する実践研究の成果をまとめた冊子『~すべての子どもにとって「わかる・できる」授業づくり~』を作成し、府ウェブペー	○概ね計画通りであり、引き続き、取り組みを推進していく。

		ジに掲載するとともに、人権教育主管部課長会や幼稚園教諭初任者研修で配布するなど、府内の学校園への普及を図った。	
○通級指導教室の充実(支援教育課、高等学校課) 通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒への指導・支援の充実を図るため、小・中学校の通級指導教室の設置を推進します。 また、発達障がい等の児童生徒の通級指導を行う際には、校内委員会等において、その必要性を十分に検討した上で実施するよう指導するとともに、通級指導の意義及び役割をふまえた適正な教員配置や、教員の資質向上に向けた研修等の実施に努めます。	《参考》 (平成23年度) 小学校122教室 中学校 43教室 (平成24年度) 小学校成24年度》 中学校校158教室 中学校校25年教教> 中学校校165教室> 小学学校26年数室> 小学学校26年数室> 小学学校26年数室> 小学学校27年数室> 小学学校27年数室> 小学学校27年数室> 小学校50教室	(平成 27 年度) 〇通級指導担当教員研修において、実践交流を行うとともに、アセスメント等の研修を実施した。 ・平成 27 年度実績: 小学校 31 人、中学校 15 人参加	○引き続き、取り組みを推進していく。
○障がい理解に関する研修(小中学校課、高等学校課) 小・中学校の教員に対し、障がい者や障がいに対する理解に関する研修を実施し、実 践交流や学識経験者による講演等を通じて教員の資質向上に努めます。	《参考》 平成25年度実績(平成25年6月 14日実施) 小学校150名、中学校84名、高 校91名、市町村教育委員会19名 計344名参加	(平成 27 年度) 〇共生社会の実現に向けた「ともに学び、ともに育つ」教育を進め、当事者等の願いや経験、実践を知り、障がいに対する理解を深めるために、障がい理解・啓発推進研修を実施した。 ・平成 27 年度実績(平成 27 年 10 月 30 日実施) 幼稚園 40 人、小学校 32 人、中学校 13 人、高校 2 人、高専 1 人、支援学校 3 人 計 91 人	○引き続き、取り組みを推進していく。
		○障がい者の人権をめぐる課題と展望について理解を深めるために、小中学校教職員及び市町村教育委員会指導主事を対象に、平成27年9月に「小・中学校人権教育研修」を実施した。「障害者差別解消法と合理的配慮」に関する講義、小学校からの実践発表、障がい者の人権をめぐる現状と学校の役割についての講演を行い、府内の障がい理解教育の充実と推進に努めた。 ・平成27年度実績(平成27年9月17日実施) 教職員64名、市町村教育委員会24名 計88名参加	
		〇教職員の障がいに対する理解や認識を深め、誰もが相互に人格と個性を尊重しあう「共生社会」の実現に向けて、市町村教育委員会指導主事及び小中高等学校教職員を対象に、平成28年2月に「小・中・高等学校障がい理解教育研修会」を実施した。「通常の学級における『特別』ではない支援教育・ユニバーサルデザインへ」と題し、支援教育の視点を生かした学級経営や授業づくりの在り方等について講演を行い、府内の障がい理解教育の充実と推進に努めた。	
		〇平成 27 年度実績(平成 28 年 2 月 29 日実施) 小学校 101 名、中学校 86、高校 52 名、市町村教育委員会 20 名 計 259 名参加	
○公立小中学校の教育環境の整備(施設財務課) 障がいのある児童・生徒が学校生活を安全かつ円滑に送ることができるよう、公立小中学校の福祉整備の促進について、働きかけを行い学習環境の整備に努めます。		<ul> <li>(平成 27 年度)</li> <li>○平成 28 年 4 月 1 日までの実績 設置状況 (実施主体:市町村)</li> <li>・障がい者用トイレ 小学校 994 校中 951 校 中学校 461 校中 449 校</li> <li>・エレベーター 小学校 994 校中 439 校 中学校 461 校中 227 校</li> </ul>	○引き続き、取り組みを推進していく。
(2)教育を受ける ③後期中等教育の充実			
(2) 教育を受ける ③後期中等教育の元美 〇高等学校入学者選抜における受験上の配慮(高等学校課) 受験者が普段の実力を発揮できるよう障がいの状況に応じて、別室受験、パソコン等 の機器使用、介助者の配置など、受験方法の改善について工夫します。		(平成 27 年度) 〇受験に際し、学力検査時間延長、代筆解答、リスニングテストの筆答代替、 拡大した学力検査用紙の使用、介助者の配置などの配慮をした。 平成 28 年度入学者選抜	○引き続き、取り組みを推進していく。

		(府立高等学校)       特別       一般         ·点字による受験       及び時間延長       0人       0人         ·時間延長       4人       17人         ·代筆解答       2人       0人         ·筆答代替       1人       11人         ·拡大用紙       1人       15人         ·介助者の配置       4人       3人         ·自己申告書の代筆       2人       0人	
〇高等学校に在籍する障がいのある生徒の教育の充実及び教育環境の整備(高等学校課、施設財務課) 高等学校に在籍する障がいのある生徒の教育の充実をめざし、校内組織のあり方、教育課程の編成、教育条件整備のあり方の検討を進め、具体化します。 さらに、卒業後の進路支援に向けて、関係部局・機関との連携を進めます。 障がいのある生徒が興味関心に応じ、学校を選択できるとともに、学校生活が円滑にできるよう高等学校施設の福祉整備を推進します。 高等学校施設において、障がいのある生徒の学習活動に支障がないよう、エレベーターの整備、手摺り設置、スロープ設置、トイレ改修などのバリアフリー化に努めます。	目標値(平成29年度) 全府立高等学校において「個別の 教育支援計画」の作成	<ul> <li>(平成 27 年度)</li> <li>○平成 27 年度の個別の教育支援計画の作成率は 54.3%で、前年度と同様である。</li> <li>○障がいのある生徒が学習活動を円滑に行えるよう下記の施設・設備の改善等を行った。</li> <li>平成 28 年 3 月 31 日までの実績 設置状況・障がい者用トイレ 138 校中 138 校・エレベーター 138 校中 94 校・段差解消 138 校中 137 校・手すり設置 138 校中 133 校</li> <li>平成 27 年度設置状況・エレベーター 4 校・段差解消 2 校・手すり設置 2 校・手すり設置 2 校・福祉トイレ設置 2 校</li> </ul>	〇平成 26 年度から、入学時に全ての府立高校の入学生が高校生活支援カードを作成することにより、学校が障がい等により配慮が必要な生徒の状況の把握をはじめたところである。計画的な支援の推進を図るために、高校生活支援カードをもとに、個別の教育支援計画の作成につなげるように指導する。
○高等学校における知的障がいのある生徒の受入れ推進(支援教育課)         知的障がいのある生徒が高等学校で「ともに学び、ともに育つ」取組みである自立支援推進校と共生推進校について、これまでの成果と課題をふまえながら教育環境の一層の充実を図ります。         また、自立支援推進校・共生推進校の志願倍率を公立高校前期入学者選抜の平均倍率に近づけるよう、計画的に整備していきます。         《参考》自立支援推進校及び共生推進校の状況         財18       H23       H24       H25       H26       H27         設置校数       自立支援推進校       9	目標値(平成29年度) 公立高校前期入学者選抜の平均 倍率1.44倍に近づける	(平成 27 年度) 〇平成 27 年度より府立緑風冠高等学校に府立むらの高等支援学校の共生推進教室を、府立金剛高等学校に府立たまがわ高等支援学校の共生推進教室をそれぞれ設置。 平成 27 年度 自立支援推進校 9 校(大阪市立を除く) 共生推進校 8 校 ※平成 28 年度入学者選抜より、平成 27 年度入学者選抜まで実施していた、前期入学者選抜と後期入学者選抜を一本化し、一般入学者選抜として実施している。  〇平成 28 年度入学者選抜における自立支援推進校及び共生推進校の志願倍率 自立支援推進校 2.22 倍(H27 2.33 倍) * 大阪市立を除く共生推進校 1.63 倍(H27 1.29 倍)	○概ね計画通りであり、引き続き、取り組みを推進していく。
八生推進校   2   12   15   18   24		(平成 27 年度) 〇全ての府立高校に臨床心理士を配置した。 〇障がい(視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、発達障がい、肢体不自由、 病弱)別に支援教育研修を実施した。	○引き続き、取り組みを推進していく。
〇高校に在籍する障がいのある生徒の進路指導の充実( <mark>高等学校課</mark> ) 障がいのある生徒が、将来の進路を主体的に選択できるよう、インターンシップや職場 見学、大学見学等の機会を含め、進路指導の充実を図ります。		(平成 27 年度) ○高等学校では、障がいの状況に応じて各学校で対応する等の取組みを進めた。	○引き続き、取り組みを推進していく。
○障がいのある生徒の高校生活の支援(高等学校課:) 高等学校に在籍する障がいのある生徒の学校生活を支援するため、臨床心理士をエキスパート支援員として全校に配置するとともに、生徒一人ひとりの障がいの状況に応じた学校生活支援を行う学校生活支援員を配置します。		<ul> <li>(平成27年度)</li> <li>○すべての府立高校で入学時に生徒の状況やニーズを把握するための「高校生活支援カード」の取組みをはじめた。</li> <li>○支援教育コーディネーターの指名100%</li> <li>○校内委員会の設置100%</li> <li>○個別の教育支援計画54.3%</li> <li>○個別の指導計画60.1%</li> </ul>	○引き続き、取り組みを推進していく。

	〇全ての府立高校に臨床心理士を配置し、要望のある全ての府立高校に対して学校生活支援員(学習支援員、介助員)を配置した。	
	(平成 27 年度) ○府立高校から支援教育サポート校 4 校への延べ相談件数 88 件 ○支援教育サポート校 4 校が、知的障がいや発達障がいのある生徒への教科指導や校内支援体制づくり等について相談に応じたり、教材を提供するなど支援した府立高校数 40 校 ○支援教育サポート校担当教員による講演・研修講師 30 件 ※支援教育サポート校(4 校)…柴島高校・枚方なぎさ高校・松原高校・堺東高校	○引き続き、取り組みを推進していく。
目標値(平成27年度) 知的障がい支援学校4校の整備 (豊能・三島地域)平成25年度 (泉北・泉南地域)平成26年度 (北河内地域)平成27年度 (中河内・南河内地域)平成27年度	(平成 27 年度) 〇豊能·三島地域: 摂津支援学校(平成 25 年度開校) 〇泉北·泉南地域: 泉南支援学校開校(平成 26 年度) 〇北河内地域: 枚方支援学校(平成 27 年度開校) 〇中河内·南河内地域: 西浦支援学校(平成 27 年度開校)	〇計画通り。
目標値(平成29年度) 全児童生徒の乗車時間を60分以 内とする	(平成 27 年度) 〇乗車人数の増加に対応するため、平成 27 年 4 月に増車を行った。 ・208 台(9 台増車) ・前年度より通学バス利用者が 72 人増加し、平均乗車時間 60 分以内の児童 生徒は、95.7%となった。	〇概ね計画通りであり、引き続き、取り組みを推進していく。
	(平成 27 年度)  ○障がいのある幼児児童生徒一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな指導や一貫した支援の充実に向け、保護者等の参画を得ながら、「個別の教育支援計画」の作成・活用の促進を図った。 ・個別の教育支援計画の作成率(平成 26 年度) 100%  ○「個別の教育支援計画作成・活用実践報告会」を実施し、引継ぎ時の有効な活用など先進的な事例の発信を行った。  ○「平成 27 年度大阪府障がい児理解推進事業連絡協議会」において交流及び共同学習の実践報告及び今後の方向性や展開、課題等について協議を行った。	○引き続き、取り組みを推進していく。
	5723	
	(平成 27 年度) ○支援学校における教育の充実を図るため、福祉医療関係の専門的知識の ある理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び臨床心理士を講師として配置 した。 〈平成 27 年度配置校〉理学療法士(14 校) 作業療法士(21 校) 言語聴 覚士(23 校) 臨床心理士(27 校)	○引き続き、取り組みを推進していく。
目標値(平成29年度) ・府立知的障がい支援学校高等部卒業生の就職率 35%	<ul> <li>(平成27年度)</li> <li>○関係部局・団体と連携し、職場体験実習先の確保・情報提供に努め、早期からの職場実習の実施を促した。</li> <li>○府立知的障がい支援学校高等部卒業生の就職率・平成27年度:25.6%・就職者数214人(26年度28.3%・228人)</li> <li>○府立知的障がい支援学校高等部の職業コース設置校19校</li> </ul>	〇府立知的障がい者支援学校高等部卒業生の就職率の低下への対応 として、早期からのキャリア教育の実施や就労に向けての個別の教育相 談の充実方策について更に検討する。
	知的障がい支援学校4校の整備(豊能・三島地域)平成25年度(泉北・泉南地域)平成27年度(北河内地域)平成27年度(中河内・南河内地域)平成27年度  目標値(平成29年度) 全児童生徒の乗車時間を60分以内とする  目標値(平成29年度)・府立生きの就職率	

		泉北高等支援学校 堺支援学校 佐野支援学校 泉南支援学校 和泉支援学校 吹田支援学校 箕面支援学校 豊中支援学校 高槻支援学校 寝屋川支援学校 交野支援学校四條畷校 東大阪支援学校 富田林支援学校 枚方支援学校 西浦支援学校	
〇職業学科を設置する知的障がい高等支援学校の整備(支援教育課) 府内3地域に整備する新校に、知的障がいのある生徒の就労を通じた社会的自立をめ ざす「職業学科を設置する知的障がい高等支援学校」を併設します。	目標値(平成27年度) 職業学科を設置する知的障がい高 等支援学校3校の整備 (豊能・三島地域)平成25年度 (泉北・泉南地域)平成26年度 (北河内地域)平成27年度	(平成 27 年度) 〇豊能・三島地域:とりかい高等支援学校(平成 25 年度開校) 〇泉北・泉南地域:すながわ高等支援学校(平成 26 年度開校) 〇北河内地域:むらの高等支援学校(平成 27 年度開校)	○計画通り。
○障がい児進路選択支援事業の実施(発達G) 障がい児が支援学校等(府立支援学校高等部、府立高等学校知的障がい生徒自立 支援コース・共生推進教室)在学中の夏休み等に、就労移行支援事業所を利用した短期 間の就労体験を受けることで、卒業後の進路選択を支援し、障がい児の自立を促進しま す。		(平成 26 年度) ○利用実績 81 名 (H22~H26 累計)280 名	〇平成 27 年度から進路選択支援事業の名称を使用せず、障害者総合 支援法の就労系サービスを活用して継続している。
〇就労に向けた支援学校と関係機関の連携(支援教育課) 支援学校は市町村の自立支援協議会等へ参画し、地域の関係機関とさらなる連携を進めます。就労に関わる、職場開拓・就労後の定着支援・安定して地域で暮らすために必要なサービスの活用について、生徒の在学中からセーフティーネットワークの構築を公共職業安定所や障害者就業・生活支援センター、福祉機関等と協働します。また、地域で自立して生きる社会人への移行をスムーズに行えるよう「個別の移行支援計画」の作成を行い、卒業後を見据えたキャリア教育プログラムの中に主体的に関係機関を活用できるような進路学習の設定や、生徒に応じた職場実習を設定します。		(平成27年度) ○障がいのある幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な進路指導及び必要な支援を関係諸機関とともに行うために、「個別の教育支援計画」、「個別の移行支援計画」の内容の充実を図り、活用をすすめた。  ○進路指導研究会支援学校部会を開催し、学校間や福祉・労働機関等との情報交換に努め、進路指導主事の資質の向上を図るとともに、府内ブロック別進路指導関係機関連絡会において、地域の関係機関との連携を深めた。  ○雇用創出基金事業「支援学校卒業生職場定着支援者育成事業」を活用して、職場定着についての企業ニーズの情報提供や就職希望の生徒に対する職場実習事前指導、職場定着に向けた教員対象の学習会等を開催した。  ○就労支援・キャリア教育強化事業により、支援学校のモデル校3校にコーディネーターを配置し、授業改善プランの検討・評価や、職場実習受入企業の開拓等を行った。支援学校教員を対象に、成果報告会・就労支援研修(平成28年2月)を開催した。  ○般社団法人関西経済同友会、一般社団法人おおさか人材雇用開発人権センター(CーSTEP)等との連携をすすめ、学校に対して職場実習の受け入れ可能な事業所の情報を提供することで、個々の生徒に適した事業所の開拓や職場実習プログラムの充実に努めた。	○引き続き、取り組みを推進していく。
○視覚障がいのある生徒の就労に向けた支援(支援教育課) 大阪府立視覚支援学校の校舎改築にあたり、教育環境の整備を図るとともに、視覚障がい者の社会参加と自立を促進する教育課程への再編を行い、教育内容の充実を図ります。		(平成 27 年度) 〇視覚支援学校の現地建替工事及び学科・教育課程の再編を行った。 ・平成27年4月柔道整復科の設置 ・平成27年10月工事完了	○計画通り。
(2)教育を受ける ⑥個別の教育支援計画等の充実			
○支援学級の充実、個別の教育支援計画の作成・活用の促進(支援教育課) 一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズにきめ細かく対応するため、障がい種別ごとに小・中学校に支援学級を設置し、個別の教育支援計画を活用した交流及び共同学習の推進に努めます。支援学級を学校の中心に位置づけ、「ともに学び、ともに育つ」教育を一層推進します。 障がいのある幼児児童生徒一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな指導や一貫した支援の充実に向け、本人や保護者の意向を尊重しながら、「個別の教育支援計画」の作成・活用の促進を図ります。	目標値 小・中学校支援学級における「個別の教育支援計画」の作成率 100%の維持	(平成 27 年度) ○障がい種別による支援学級の設置。 ・平成 27 年度実績 小学校 3,708 学級 中学校 1,501 学級(平成 26 年度実績 小学校 3,480 学級 中学校 1,402 学級) ○「個別の教育支援計画」の作成状況確認の為、全市町村を対象に学校訪問を実施。 (平成 27 年度実績)	○概ね計画通りであり、引き続き、取り組みを推進していく。
		・小・中学校への訪問件数 48 校(小学校 38 校 中学校 10 校) 〇「個別の教育支援計画」の作成意義や先進的な活用事例等を発信するため に、幼稚園、小・中学校教員等を対象に、「個別の教育支援計画」の作成・活用	

		実践報告会を行った。	
		·実践報告会参加者(市町村) 230 人	
2)教育を受ける ⑦大阪府立支援学校のセンター的役割の発揮			
ン教育を支げる () 大阪州立文後手校のピンタ 的反前の光洋 )支援学校のセンター的機能の充実(支援教育課)	目標値(平成29年度)	(平成 27 年度)	○概ね計画通りであり、引き続き、取り組みを推進していく。
支援学校が、地域における支援教育のセンター的機能を発揮し、市町村教育委員会や小・中学校等だけではなく、医療・労働・福祉等の関係機関との連携強化を図りながら、地域支援体制の整備に努めます。 地域支援にあたる支援学校教員の専門性の向上に向け、さらなる校内外の研修の充実、「特別支援学校教諭免許」の保有率の向上を図ります。また、来校相談等に対応する地域支援室を整備するなど、校内組織体制の充実を図ります。	<ul><li>「特別支援学校教諭等免許」の保有率 100%</li><li>・地域支援室の設置 全府立支援学校(32校)</li></ul>	<ul> <li>○平成 27 年度「特別支援学校教諭等免許」保有率 65.5% (平成 26 年度 保有率 63.6%)</li> <li>・特別支援学校教諭二種免許状の保有率向上の取組として、免許法認定講習を引き続き実施した。(大阪市・堺市と共催)</li> <li>・府立支援学校教諭を対象に免許保有及び単位修得状況を調査し、各校に対し、免許未保有者個別に認定講習受講を促すよう依頼した。</li> <li>・免許取得に必要な単位を修得した者(延べ数)</li> <li>平成 26 年度 1,744 人 ⇒ 平成 27 年度 1,756 人</li> <li>○平成 27 年度「地域支援室」設置校 22 校 (平成 26 年度 設置校 19 校)・地域支援室の整備や来校相談の体制の充実について、周知啓発を行った。</li> </ul>	
2)教育を受ける ⑧高等教育の充実			
		(亚成 97 年度)	○引き結ぎ 取り組みを推進していく
○大阪府立大学における障がい学生への支援等(府民文化総務課) 高等教育機関として、障がいのある学生の修学機会を確保するため、全学的な支援体制を整備し、障がい学生への支援の取組みを推進するよう、公立大学法人大阪府立大学に対し、働きかけを行います。 ・大学の障がい学生支援の取組みを点検・推進していく全学的システムの構築・障がい学生の表ならず、周りの教職員・学生からの相談にも対応し、支援を行うための全学的な体制の整備・障がい学生の所属部局、授業担当教員、学生相談室、事務関連部門及びサポート学生等との緊密な連携による支援ネットワークの構築・障がい学生支援の取組みについて、教職員や学生における理解の促進、意識啓発及び学外への情報発信・入学志願者からの事前相談に始まり、入学後の学修上の相談、進路や就職に関する相談まで、関係部署が連携して行う障がい学生に係る包括的な支援の実施・障がい学生が安全かつ円滑に学生生活を送ることができるような学内環境の点検・整備・障がい学生の支援をサポートし協力する学生の養成と派遣・地域保健学域教育福祉学類での障がい者特別選抜入試の実施		(平成27年度) (※)平成17年4月1日より府立3大学の再編・統合及び法人化により公立大学法人大阪府立大学となった。大阪府は設立団体として、法人が主体的に「第4次大阪府障がい者計画」に定めた計画・目標等を達成できるよう支援・要請を行った。  〈参考:大阪府立大学の取り組み〉  ⑤ガイドラインの作成、全学的支援拠点の開設、包括的な支援の実施 〇「障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程」の作成に着手し、平成28年4月1日付で施行。 ○障がいのある学生個々のニーズにあった「合理的配慮」を提供できるよう、「障がい学生支援ガイドライン」を策定した。 ○合理的配慮の具体的な方法が分かりやすくなり、誰でも対応が可能となるよう、教職員向けの「障がいのある学生への支援の手引き」の作成に着手した。(完成は平成28年度6月中の見込み) ○障がいのある学生への支援に関する相談窓口、「合理的配慮」に関する関係部局間調整を行なう全学支援拠点として「大阪府立大学アクセスセンター」を開設した。	○引き続き、取り組みを推進していく。
		<ul> <li>◎支援体制の整備</li> <li>○障がいのある学生への支援体制に関する検討・提言を行う委員会組織として学生委員会の中に、「障がい学生支援体制検討部会」を設置し、平成 27年度中に計 11回にわたり「合理的配慮の提供」に向けた体制整備について協議を行った。</li> <li>○障がい学生支援の取組みについての理解促進・意識啓発・「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する説明会」を計 15回実施し、教職員 1,011 名が参加した。・「発達障がい、精神障がいのある学生の支援に関する研修会」を実施し、教職員 83 名が参加した。</li> </ul>	
		<ul><li>◎学内環境の整備</li><li>○エレベーターの増設、トイレの福祉対応の改修等を行った。</li><li>・A6 棟、A11 棟に福祉対応型エレベーターおよび福祉対応トイレを 1 箇所ずつ増設</li><li>・羽曳野キャンパスにおいて、敷地境界の段差を埋めバリアフリー化</li></ul>	
		<ul> <li>◎障がい学生の支援をサポートし協力する学生を養成し派遣した。</li> <li>○ノートテイカーの養成研修を実施(ノートテイカー等登録者数 63 名)</li> <li>○ノートテイク等の実施状況(対象学生 6 名)</li> <li>・ノートテイク等実施数</li> <li>のべ 1721 回(2.582 時間)</li> </ul>	

		·手話通訳実施回数 計 10 回	
		<ul> <li>◎入試上の配慮</li> <li>○平成 28 年度入試(平成 27 年度実施)において、17 件の受験上の配慮を行った。</li> <li>・学域一般入試視覚障がい:1 件 聴覚障がい:1 件 肢体不自由:2 件 病弱・虚弱:6件 その他:4 件・障がい者特別選抜入試聴覚障がい:1件 肢体不自由:1件・大学院一般入試発達障がい:1件</li> </ul>	
(3)地域で学ぶ			
○障がい者の学習機会の充実(地域教育振興課) 大阪府及び市町村の社会教育関係者等に対して研修を行い、身近な地域において障がい者の学習機会を充実させる企画を推進する人材の育成や、障がい者が学習しやすい環境整備を進めることの重要性の啓発に努めます。 また、ホームページ等を活用して、人権教育啓発教材などを提供するとともに、障がい者が参加しやすい講座等の学習機会が実施できるよう参考となる情報の提供に努めます。		(平成27年度) 〇府内の障がい者関係団体に事業助成財団等の情報を提供するなど、学習機会の提供の支援に努めた。 〇市町村の社会教育関係職員等に対して、障がい者の学習活動を支援するための人材養成につながる研修(人権教育セミナー)を実施した。(年2回)	○引き続き、取り組みを推進していく。
○社会教育事業における理解・啓発の推進(地域教育振興課) 府立の社会教育施設において、障がい者や障がいに対する理解を推進する取組みを実施します。 ・大阪府立少年自然の家において、障がいのある子どもとその保護者がともに学べる事業を実施 ・大阪府立中央図書館において、視覚障がい者及び盲ろう者のパソコン利用相談への対応 また、大阪府及び市町村の社会教育関係者等に対して、参加体験型の研修を行い、図書館や公民館等社会教育施設において、障がい者が参加しやすい講座等を企画・推進する人材を育成するとともに、地域活動の核となる人材(PTAの役員等)に対し、障がい者や障がいに対する理解を促進することにより、障がい者の学習機会の充実を図ります。 さらに、府内図書館組織や公民館組織と連携して、図書館や公民館等社会教育施設で障がいのある人が参加しやすい講座や障がいのある人とない人がともに学ぶ機会を充実するよう促します。	関係者等を対象に人権教育セミナーを実施(年1回) ・PTAの役員・市町村の社会教育関係者等を対象に人権教育地区別セミナーを実施(年1回) ・障がいのある子どもとその保護	(平成 27 年度) 〇市町村の社会教育関係職員等に対して、障がい者の学習活動を支援するための人材養成につながる研修(人権教育セミナー)を実施し、身近な気づきから課題解決に向けた自主活動につなげる参加体験型学習教材「動詞からひろがる人権学習」を配布した。(年2回) 〇公民館等の各種講座において、障がいのある人もない人もともに学べるよう市町村教育委員会及び府内公民館組織に対して働きかけを行った。 〇PTA 役員、市町村社会教育関係者、地域コーディネーター養成講座修了者、親学習リーダー養成講座修了者を対象に、府内 8 地区において人権教育地区別セミナーを開催した。8 地区(9 会場)参加者計 249 人。 〇府立少年自然の家で障がいのある子どもとその保護者がともに学べる事業(「乗馬体験と臨床動作法」)を実施した。(年2回) 〇中央図書館において、・児童向けに手話を用いたイベントやバリアフリー映画の上映会を実施した。・館内職員を対象に、手話講習会や視覚障がい者のガイドへルプ研修のほか、障がい者差別解消法に関する研修を実施した。・府内市町村図書館等の障がい者サービス担当者等へ研修を実施した。	○概ね計画通りであり、引き続き、取り組みを推進していく。
○府立の少年自然の家や図書館の充実(地域教育振興課) 府立の少年自然の家や図書館において、だれもが利用しやすい施設となるよう、引き続き、施設機能の充実に努めます。また、ICT機器やインターネット等を活用して、施設機能ならびにサービスの充実に努めます。  ▼点字ブロックの敷設、段差の解消等 ▼ホームページのアクセシビリティの向上等 ・Webサイトのユニバーサルデザイン化を推進し、蔵書検索システムを障がい者にとって、より使いやすいものへと改良 ・インターネットによる情報提供、パソコンの利用相談、蔵書検索と連動した貸出申込み等のサービスの推進 ・障がい者にとって図書館利用に役立つICT活用研修を実施 大阪府立図書館のコンピューターシステムについて、障がい者をはじめだれもが使いやすい環境の整備に努めます。		(平成 27 年度) 【府立少年自然の家において実施したもの】 〇ユニバーサルデザインに配慮したWebサイト 〇咀嚼・嚥下障がいのある方へのペースト食や刻み食の提供 〇車椅子の方向け遊歩道の一部舗装 【府立中央図書館において実施したもの】 〇IT講習会(視覚障がい者向け中級講座 2 日間 10 人) 〇パソコン個別支援 〇OCRによる墨字音声読み上げソフトによる図書館資料の提供 〇点図ディスプレイの利用サービス 【府立図書館において実施したもの】 〇ユニバーサルデザインのWebサイトと音声化対応の蔵書検索サービス提供 〇重度の障がいのある人に対するインターネットによる郵送貸出申込 〇インターネット蔵書検索からの複写申込サービス	○引き続き、取り組みを推進していく。

		○携帯サイトの蔵書検索 ○ホームページ上での貸出期間延長が可能 ○インターネットで調査相談を申し込み、メールで回答を受け取れるサービス	
〇学校におけるICT教育の充実(支援教育課) さまざまな学習場面での活用や情報教育、自立活動等における指導を推進するため、 障がいのある児童生徒が早い時期からICTを活用した教育を受けることができるよう、情 報教育に係る機器やソフトの整備を図るなど、ICT 環境の充実に努めます。 また、支援学校における情報教育に関する指導技術の向上等を図るため、研究協議会 や研修等の機会を充実し、児童生徒のICT活用技術の向上に取り組みます。	目標値(平成29年度) 支援学校の教員の授業でのICT 活用率 100% 《参考》 平成25年度 81% 平成24年度 79%	(平成 27 年度) ○府立支援学校高等部在籍生徒を対象に ICT 講習会を実施。個々のニーズに合わせるため、知的障がいと肢体不自由を対象とした講習とし、終了後は担当教員の実践交流を行う場を設定した。 ○府立支援学校の情報教育に関する指導技術等の向上等を目的として、「府立支援学校 ICT 研究協議会」を行った。 ○平成 27 年度 支援学校の教員の授業での ICT 活用率 82% (平成 26 年度 81%)	○概ね計画通りであり、引き続き、取り組みを推進していく。
○学習情報の提供及び教材の整備(地域教育振興課) 字幕付き視聴覚教材を大阪府視聴覚ライブラリーに配置することなどにより、だれもが利用しやすい学習情報の提供を図ります。 大阪府立中央図書館において、だれもが利用しやすいという観点に立って、学習情報の提供を図ります。 ・対面朗読や墨字図書・録音図書の郵送貸出 ・視覚障がい者のための墨字図書新着案内(点字版)等による学習図書情報の提供 ・大活字本・マルチメディア DAISY の収集・提供 ・聴覚障がい者のための字幕及び手話入りビデオ等の収集・提供		(平成 27 年度) ○府立図書館において、障がいのある人に対し、次の図書館サービスを実施した。 ・ファックスによるレファレンス ・障がい等により来館が困難な人に対し、墨字図書の郵送貸出 ○府立中央図書館において、障がいのある人に対し、次の図書館サービスを実施した。 ・視覚障がい者への対面朗読や録音図書の収集・貸出 ・字幕・手話入り DVD 等の収集・整理や郵送貸出 ・利用者向けに大活字図書、LLブック、DAISY 図書、点字図書、字幕・手話入りの主な DVD 等の所蔵目録の作成並びにホームページ等による広報・パソコンによる図書館資料の利用提供及び利用支援 ○人権教育啓発のためのDVD教材を府視聴覚ライブラリーに配置した。(平成 27 年度新規購入:7本)	○引き続き、取り組みを推進していく。